

広島県手数料条例施行規則及び広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十一号

広島県手数料条例施行規則及び広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

行規則の一部を改正する規則

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

- 一 条例別表鳥獣の保獲及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下この項において「法」という。)の項に規定する狩猟免許申請手数料
- 二 条例別表消防法(以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 移送取扱所設置許可申請手数料
 - (二) 移送取扱所変更許可申請手数料
 - (三) 移送取扱所設置完成検査手数料
 - (四) 移送取扱所変更完成検査手数料
 - (五) 移送取扱所仮使用承認申請手数料
 - (六) 移送取扱所保安検査手数料
- 三 条例別表政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料
- 四 条例別表保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 准看護師再教育研修手数料
 - (二) 准看護師再教育研修了登録申請手数料
 - (三) 准看護師再教育研修了登録証書換交付手数料
 - (四) 准看護師再教育研修了登録証再交付手数料
 - (五) 准看護師試験手数料
- 五 条例別表建設業法(昭和二十四年法律第百号)以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(あつせんの申請の場合)
 - (二) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(調停の申請の場合)
 - (三) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(仲裁の申請の場合)
 - (四) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(あつせん、調停又は仲裁を求める

事項の価額が増加する場合)

- 六 条例別表教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 七 条例別表家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号。以下この項において「法」という。）の項に規定する家畜商講習会手数料
- 八 条例別表通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 九 条例別表漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 漁業権免許申請手数料
 - (二) 漁業権共有認可申請手数料
 - (三) 漁業権分割変更免許申請手数料
 - (四) 抵当権設定認可申請手数料
 - (五) 漁業権移転認可申請手数料
 - (六) 休業中の漁業許可申請手数料
 - (七) 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料
 - (八) 漁場図の謄本又は抄本の交付手数料
 - (九) 免許漁業原簿等の閲覧手数料
- 十 条例別表肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 十一 条例別表火薬類取締法（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者免状の交付手数料
 - (二) 丙種火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付手数料
- 十二 条例別表家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 種畜証明書の書換え交付手数料
 - (二) 種畜証明書の再交付手数料
 - (三) 家畜人工授精師の養成講習会手数料
- 十三 条例別表高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 高圧ガス製造許可申請手数料（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者を除く。）
 - (二) 高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者を除く。）
 - (三) 高圧ガス製造施設等完成検査手数料

- (四) 保安検査手数料（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者を除く。）
 - (五) 容器検査手数料（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器に限る。）
 - (六) 容器検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）
 - (七) 容器検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）
 - (八) 容器検査手数料（その他の容器に限る。）
 - (九) 容器再検査手数料（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器に限る。）
 - (十) 容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）
 - (十一) 容器再検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）
 - (十二) 容器再検査手数料（その他の容器に限る。）
 - (十三) 附属品検査手数料（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に限る。）
 - (十四) 附属品検査手数料（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品を除く。）
 - (十五) 附属品再検査手数料（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に限る。）
 - (十六) 附属品再検査手数料（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品を除く。）
 - (十七) 容器検査所の登録又は登録の更新の申請手数料
 - (十八) 容器の刻印又は標章の揭示手数料
- 十四 条例別表土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 十五 条例別表宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの（地方機関において徴収するものを除く。）
- (一) 宅地建物取引主任者資格登録簿への登録手数料
 - (二) 宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料

- 十六 条例別表旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 十七 条例別表武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 十八 条例別表建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の項に規定する建設機械の打刻又は検認申請手数料
- 十九 条例別表輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号。以下この項において「法」という。）の項に規定する輸出水産物製造事業場の登録申請手数料
- 二十 条例別表歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号。以下この項において「法」という。）の項に規定する歯科技工士試験の合格証明書交付手数料
- 二十一 条例別表家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 二十二 条例別表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
- （一） 特定住宅用地の認定申請手数料
- （二） 譲渡予定価額の審査手数料
- 二十三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 二十四 条例別表養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 二十五 条例別表電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 二十六 条例別表薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
- （一） 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
- （二） 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
- （三） GMP対象医薬品部外品製造販売業許可申請手数料
- （四） GMP対象外医薬品部外品製造販売業許可申請手数料
- （五） 化粧品製造販売業許可申請手数料
- （六） 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料
- （七） 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料
- （八） 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料
- （九） 第一種医薬品製造販売業許可の更新申請手数料
- （十） 第二種医薬品製造販売業許可の更新申請手数料
- （十一） GMP対象医薬品部外品製造販売業許可の更新申請手数料

- (㉔) GMP対象外医薬部外品製造販売業許可の更新申請手数料
- (㉕) 化粧品製造販売業許可の更新申請手数料
- (㉖) 第一種医療機器製造販売業許可の更新申請手数料
- (㉗) 第二種医療機器製造販売業許可の更新申請手数料
- (㉘) 第三種医療機器製造販売業許可の更新申請手数料
- (㉙) 無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可申請手数料
- (㉚) 一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可申請手数料
- (㉛) 包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可申請手数料
- (㉜) 一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）製造業許可申請手数料
- (㉝) 包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）製造業許可申請手数料
- (㉞) 無菌医薬部外品製造業許可申請手数料
- (㉟) 一般医薬部外品製造業許可申請手数料
- (㊀) 包装等医薬部外品製造業許可申請手数料
- (㊁) 一般化粧品製造業許可申請手数料
- (㊂) 包装等化粧品製造業許可申請手数料
- (㊃) 滅菌医療機器製造業許可申請手数料
- (㊄) 非滅菌医療機器製造業許可申請手数料
- (㊅) 包装等医療機器製造業許可の更新申請手数料
- (㊆) 一般化粧品製造業許可の更新申請手数料
- (㊇) 包装等化粧品製造業許可の更新申請手数料
- (㊈) 滅菌医療機器製造業許可の更新申請手数料
- (㊉) 非滅菌医療機器製造業許可の更新申請手数料
- (㊊) 包装等医療機器製造業許可の更新申請手数料
- (㊋) 無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料
- (㊌) 一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料
- (㊍) 包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

可申請手数料

(四) 一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(五) 包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(六) 無菌医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(七) 一般医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(八) 包装等医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(九) 一般化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(十) 包装等化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(十一) 滅菌医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(十二) 非滅菌医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(十三) 包装等医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(十四) 処方せん医薬品の製造販売の承認申請手数料

(十五) 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認申請手数料

(十六) その他の医薬品の製造販売の承認申請手数料

(十七) 医薬部外品の製造販売の承認申請手数料

(十八) 無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）

(十九) 一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）

(二十) 包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）

(二十一) 一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）

(二十二) 包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）

(二十三) 無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認の取得後）

(二十四) 一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認の取得後）

(二十五) 包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（承認の取得後）

(二十六) 一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（承認の取得後）

(二十七) 包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（承認の取得後）

後)

- (㊦) 無菌医薬部外品適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊧) 一般医薬部外品適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊨) 包装等医薬部外品適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊩) 無菌医薬部外品適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊪) 一般医薬部外品適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊫) 包装等医薬部外品適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊬) 滅菌医療機器適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊭) 非滅菌医療機器適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊮) 包装等医療機器適合性調査申請手数料（承認を受けようとするとき）
- (㊯) 滅菌医療機器適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊰) 非滅菌医療機器適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊱) 包装等医療機器適合性調査申請手数料（承認の取得後）
- (㊲) 処方せん医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料
- (㊳) 日本薬局方に収められている医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料
- (㊴) その他の医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料
- (㊵) 医薬部外品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料
- (㊶) 配置従事者身分証明書の交付手数料
- (㊷) 配置従事者身分証明書の書換え交付手数料
- (㊸) 配置従事者身分証明書の再交付手数料
- (㊹) 医療機器の修理業の許可申請手数料
- (㊺) 医療機器の修理業の許可更新申請手数料
- (㊻) 医療機器の修理業の許可更新申請手数料
- (㊼) 医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料
- (㊽) 輸出用無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (㊾) 輸出用一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (㊿) 輸出用包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (㉀) 輸出用一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (㉁) 輸出用包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (㉂) 輸出用無菌医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造を開始後）

- (突) 輸出入一般医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (宛) 輸出入包装等医薬品（体外診断用医薬品を除く。）適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (百) 輸出入一般医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入包装等医薬品（体外診断用医薬品に限る。）適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入無菌医薬部外品適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入一般医薬部外品適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入包装等医薬部外品適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入無菌医薬部外品適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入一般医薬部外品適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入包装等医薬部外品適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入滅菌医療機器適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入非滅菌医療機器適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入包装等医療機器適合性調査申請手数料（製造をしようとするとき）
- (四) 輸出入滅菌医療機器適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入非滅菌医療機器適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 輸出入包装等医療機器適合性調査申請手数料（製造の開始後）
- (四) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- (四) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業等の許可証の書換え交付手数料
- (四) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業等の許可証の再交付手数料
- (四) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業等の許可証の再交付手数料
- 二十七 条例別表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
- 二十八 条例別表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
- (一) 液化石油ガス販売事業の登録申請手数料
- (二) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本交付手数料
- (三) 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧手数料
- (四) 保安機関の認定申請手数料
- (五) 保安機関の認定更新申請手数料
- (六) 一般消費者等の数の増加の認可申請手数料

- (七) 液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料
- (八) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請手数料
- (九) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料
- (十) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料
- (十一) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の完成検査手数料
- (十二) 充てん設備の許可申請手数料
- (十三) 充てん設備の変更許可申請手数料
- (十四) 充てん設備の完成検査手数料
- (十五) 充てん設備の変更の完成検査手数料
- (十六) 充てん設備の保安検査手数料
- 二十九 条例別表職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 職業訓練指導員の免許申請手数料
 - (二) 職業訓練指導員の免許証再交付手数料
 - (三) 職業訓練指導員の学科試験手数料
 - (四) 技能検定の合格証書再交付手数料
- 三十 条例別表林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 三十一 条例別表電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 三十二 条例別表廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料
 - (二) 産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料
 - (三) 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - (四) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料
 - (五) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料
 - (六) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - (七) 廃棄物再生事業者の登録申請手数料
- 三十三 条例別表歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する歯科技工士試験手数料
- 三十四 条例別表貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料
- 三十五 条例別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 介護支援専門員証の交付申請手数料

(二) 指定介護老人福祉施設指定手数料

(三) 指定介護老人福祉施設指定更新手数料

(四) 介護員養成研修指定申請手数料

三十六 条例別表特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料

（広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部改正）

第二条 広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則（昭和三十五年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、作業場の所在地が広島市の区域内である場合は、納付書により納付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。